

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 107
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

★過去のニュースは協会ホームページに掲載しております。

有効期限切れ健康保険証でも保険診療で受診可 来年3月末まで（厚労省：暫定的対応）

厚労省は6月27日付事務連絡「健康保険証の有効期限切れに伴う暫定的な取扱い」を発出しました。
概要は以下の通りです。

【概要】

2024年12月2日をもって「健康保険証」の新規発行が停止されたことに伴い、多くの自治体の国民健康保険（国保）や後期高齢者医療は、今年7月末に健康保険証の有効期限が切れることとなります。

これにより、今年8月1日以降「マイナ保険証」や「資格確認書」などを確認する必要がありますが、有効期限が切れたことに気付かず従来健康保険証を持参されたり、また「資格確認書」ではなく健康保険証の切り替えに伴って通知された「資格情報のお知らせ」のみを持参されたりする患者が、一定数いることが想定されます。

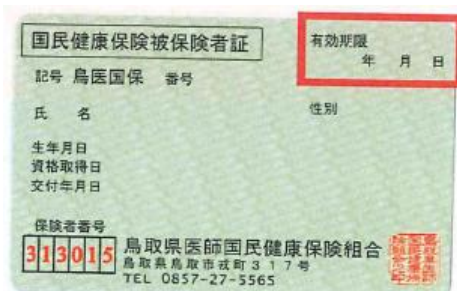
【暫定的制度】

暫定的な対応として、厚労省は6月27日に各自治体等に疑義解釈を発出しました。
疑義解釈によると、患者が有効期限の切れた「健康保険証」や「資格情報のお知らせ」のみを持参した場合であっても一律に10割負担とするのではなく、被保険者番号などを基にオンライン資格確認システムで資格情報を照会したうえで、10割負担ではなく3割負担などでレセプト請求する運用を認めるとしました。

この取扱いとは 2026年（令和8年）3月末まで です。

●事務連絡本文はこちら

厚労省6月27日付事務連絡
「健康保険証の有効期限切れに伴う暫定的な取扱い
に関する疑義解釈資料の送付について」



有効期限の確認方法

- 保険証の有効期限は「令和7年7月31日」です。
- 令和7年7月31日までに75歳の誕生日を迎えられる方の健康保険証の有効期限は、誕生日の前日までです。